

東三河広域連合住宅改修支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東三河広域連合住宅改修支援事業（以下「この事業」という。）の実施について東三河広域連合補助金等交付規則（平成29年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、住宅改修の活用を希望する介護保険の要介護（要支援）被保険者（以下「要介護者等」という。）に対し、住宅改修に関する相談、情報提供、連絡調整及び助言等を行い、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費（以下「住宅改修給付費」という。）の支給の申請に係る理由書（以下「理由書」という。）を作成した者が属する事業者を経費を助成することにより、要介護者等の地域における自立した日常生活を支援することを目的とする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、東三河広域連合（以下「広域連合」という。）とする。

(理由書作成者)

第4条 この事業において、理由書の作成などの業務（以下「住宅改修支援業務」という。）を行う者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 地域包括支援センターの担当職員
- (3) 作業療法士
- (4) 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者
- (5) その他住宅改修について専門性を有すると東三河広域連合長（以下「広域連合長」という。）が認めた者

(助成対象者)

第5条 この助成は、次の各号のいずれにも該当する住宅改修支援業務を行った者が属する事業者を対象とする。ただし、広域連合長が認める場合は、住宅改修支援業務を行った者を対象とする。

- (1) 広域連合構成市町村に住所を有する要介護者等に対し、住宅改修支援業務を行っていること。
- (2) 当該住宅改修支援業務を行った月において、要介護者等が居宅介護支援又は介護予防支援（以下「居宅介護支援等」という。）の提供を受けていないこと。
- (3) 当該住宅改修支援業務の経費としていかなる対価も受領していないこと。
- (4) 当該住宅改修支援業務に係る住宅改修が完了し、住宅改修給付費の支給が行われることが決定していること。

(助成額)

第6条 助成額は、住宅改修支援業務1件につき2,000円とする。

(申請)

第7条 助成を受けようとする者は、住宅改修支援事業助成金申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に理由書の写しを添付し、住宅改修工事費の代金を完済した日の翌日から2年以内に広域連合長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、住宅改修支援業務を行った住宅改修について、完了後の住宅改修給付費の支給申請を提出し受理された月ごとに集計し、翌月10日までに提出するものとする。

（助成の決定）

第8条 広域連合長は、前条の申請があったときは、申請書類の審査を行い、住宅改修支援事業助成金決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に結果を通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第10条に規定する実績報告は、第7条に規定する申請書兼請求書及び添付書類の提出をもって代えるものとする。

（支払い）

第10条 広域連合長は、第8条の規定により交付決定した後は、申請書兼請求書による申請者の請求に基づいて当該金額を支払うものとする。

（助成決定の取消し又は返還）

第11条 広域連合長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- （1）不正な手段により助成を受けたとき。
- （2）その他広域連合長が取消し又は返還が妥当と認めたとき。

（届出事項）

第12条 申請者は、申請後、助成金の交付前に次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに文書をもって、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

- （1）住所及び所在地、法人の名称又は代表者氏名を変更したとき。
- （2）その他届出が必要と認められるとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日より前に行った住宅改修支援業務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の東三河広域連合住宅改修支援事業実施要綱の規定により作成されている様式第1号及び様式第3号は、改正後の東三河広域連合住宅改修支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の東三河広域連合住宅改修支援事業実施要綱の規定により作成されている様式第3号は、改正後の東三河広域連合住宅改修支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。